

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月13日(水) 午前10時から午前10時10分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 19人

会 長 8番 吉田 幸夫 委員

会長代理 2番 野口 國治 委員

委 員

4番 矢野 秀典 委員	5番 三宅 健二 委員	6番 平松 頼雄 委員
7番 安田 茂 委員	9番 岸本 寛吾 委員	10番 三宅 健 委員
11番 古城 茂樹 委員	13番 難波 朋裕 委員	14番 藤原 安信 委員
15番 中川 逸実 委員	16番 藤田 壽則 委員	17番 山地 康弘 委員
18番 井上 保邦 委員	20番 田中 博之 委員	21番 白神 正則 委員
23番 大村 孝志 委員	24番 小山 智子 委員	

4 欠席委員 5人

1番 武本 章吾 委員	3番 田邊 洋樹 委員	12番 中西 公仁 委員
19番 香西 英雄 委員	22番 栗坂 豪 委員	

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

18番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 塩津 賢一 事務局課長主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次

事務局主幹 小山 八穂子 事務局主任 藤田 寛子 事務局主任 宮本 幸典

事務局主任 大橋 浩直 事務局主事 矢野 佐世子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 塩津副参事	(開会 午前10時) 皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から11月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和6年11月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は19名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	それでは、議席番号9番岸本寛吾委員と議席番号10番三宅健委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大橋主任と矢野主事を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から5頁にかけて24件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が23件、使用貸借権設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から24番について調査票をもとに説明】 まず1頁1番については、前月保留の案件です。11月開催の玉島地区協議会で改めて協議しましたが、申請地の状況について、未だ疑義が解消されていないため、継続して保留とのご意見でした。 その他につきましては、特に問題となるような案件はありませんでした。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、1番については保留、その他については農地法第3条第2項各号に該当しな

	いため、異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の24件ですが、1番については保留、その他の案件については農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということですので、議案第1号の1番は保留、その他の23件については、許可と決定いたします。 続きまして、6頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明をさせていただきます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、6頁から7頁にかけて10件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました10件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた10件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この10件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の10件について 許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということですので、 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から10番について、許可と決定します。 続きまして、8頁をご覧ください。 議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、井上委員に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律 第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (井上委員 退席)

	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第3号「農用地利用集積計画について」の説明】 藤田でございます。 議案第3号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から23頁にかけて59件の計画が、農業委員会に提出されました。 権利の種類の内訳は、賃貸借が6件、使用貸借が53件でございます。 利用期間の更新は44件、新規は15件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが51件、農地所有適格法人によるものが1件、その他は全て個人でございます。 借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はございませんでした。 議案第4号の各案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、59件とも承認が相当と判断します。 なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明では、議案第3号「農用地利用集積計画について」は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議長	異議なしということでございますので、議案第3号は、全件承認といたします。 事務局、井上委員に入室するように伝えてください。 (入室) 退室されていた井上委員に報告いたします。 議案第3号は、全件承認されましたことを報告いたします。 審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第4号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。
事務局	【報告第1号から第4号について報告・説明】 報告いたします。 24頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分」の報告についてでございますが、24頁から27頁にかけて11件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。 次に28頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分」の報告についてでございますが、28頁に3件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

	次に29頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、29頁から34頁にかけて32件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に3.5頁をお開きください。 報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが35頁に1件の通知が農業委員会に提出されました。 以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。 報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご了承をお願いします。
議 長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。
各委員	【質問なしの声】
議 長	ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号については、すべて確認、了承いただきました。 以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。
事務局	【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 (次回総会の日程案内など連絡) 以上です。
議 長	ありがとうございました。 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回総会は12月11日(水)です。 ご出席のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。 (閉会 午前10時10分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和6年11月13日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員

